破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５２４号
札幌市中央区南６条西13丁目４番33―305号
債務者　野元かおる
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０６号
札幌市豊平区平岸２条４丁目３番18―205号
債務者　清水　潤一
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１７号
札幌市清田区里塚２条３丁目７番12号
債務者　浮島　未子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２３号
札幌市白石区本郷通９丁目北４番15―603号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３１号
札幌市南区川沿15条２丁目６番10―107号
債務者　吉田さおり
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４１号
札幌市白石区栄通17丁目12番11号　第５正和ハイツ202号
債務者　池田　範久
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
北海道士別市東山町3294番地５
債務者　太田裕美子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１９号
福島県会津若松市中島町11番７号　アムール優Ｂ－４、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字嫺竹ケ丘６番地の１　県営住宅45棟６号
債務者　吉田はるみ
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
静岡県三島市日の出町１番１号
債務者　宮田由利子（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
静岡県駿東郡長泉町本宿577番地の１、前住所静岡県沼津市大岡3333番地の４
債務者　日吉　千文（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
静岡県沼津市千本常盤町１番地の19　トキワマンション101号室
債務者　高橋美佐代
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
静岡県沼津市大岡1958番地の３　第二弥生ハイツＮ201
債務者　大嶽　朱実
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
愛知県江南市高屋町御日塚126番地　ベルーガ202号
債務者　丹羽　　克
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７２号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５（県営吉浜住宅４棟306号）
債務者　青木真由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
愛知県岡崎市小針町字松山27番地　㈱ＪＴＳ内12―222号室、住民票上の住所静岡県磐田市国府台27番地15
債務者　加藤　一憲
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
大阪府寝屋川市池田北町40番７号
債務者　川島　五月
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５７号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番５―301号
債務者　水野智恵子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部